

一会計年度任用職員登録希望者の皆様へ

令和2年度田川広域水道企業団会計年度任用職員募集案内

会計年度任用職員希望者登録制度は、田川広域水道企業団（事務局本部又は各水道事務所）で会計年度任用職員として勤務することを希望する方に事前に登録していただく制度です。事務局の各機関が、この制度により登録された方の中から書類選考及び面接選考を行い、採用を決定します。

なお、登録しても必ず採用されるとは限りませんのであらかじめ御了承願います。

**申込は、事務局本部 総務・広域事業課総務係への持参又は郵送にて
願います。**

1 会計年度任用職員とは

会計年度任用職員とは、一会計年度（4月1日から3月31日まで）を超えない範囲で任用される一般非常勤職員です。田川広域水道企業団では、1週間当たりの勤務時間が正規職員（38時間45分）よりも短いパートタイムの会計年度任用職員を募集します。

2 登録条件

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
<欠格条項>

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・構成団体（田川市・川崎町・糸田町・福智町）の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 今回募集する職種における年齢制限はありません。

3 登録申込手続 **登録申込は、事務局本部 総務・広域事業課総務係への持参又は郵送で受け付けます。**

(1) 応募書類

登録申込書（田川広域水道企業団ホームページに掲載のほか、事務局本部 総務・広域事業課総務係及び各水道事務所でも配付しています。）

(2) 登録申込期間

事務局本部 総務・広域事業課総務係において随時受け付けます。

ただし、令和2年4月1日任用分については手続の都合上、**令和2年1月24日(金)**を締切日とします(当日消印有効)。

○**持参の場合** 午前8時30分から午後5時まで受け付けます。
(土曜、日曜、祝祭日は受け付けていません)

○**郵送の場合** 封筒の表に「会計年度任用職員希望」と朱書きし、封筒の裏には住所・氏名を必ず書いてください。

送付先 〒825-8501 田川市中央町1番1号

田川広域水道企業団事務局本部 総務・広域事業課総務係

問合せ 総務広域事業課総務係 (田川市役所別館2階)

☎ 0947-23-2147 (直通)

※ インターネット閲覧場所

田川広域水道企業団のホームページ → 令和2年度田川広域水道企業団会計年度任用職員募集案内

4 登録後の連絡等

- (1) 会計年度任用職員の任用が必要となった場合に、登録いただいた方の中から書類選考の上、連絡をさせていただきます。(あくまで選考による任用となるため、登録順は関係ありません。)
- (2) 面接等に関する連絡は、全て申込書記載の連絡先に行います。
変更がある場合は、速やかに事務局本部へ連絡してください。
- (3) 他に就職先が決定した等、田川広域水道企業団の会計年度任用職員を希望しなくなった場合は速やかに事務局本部 総務・広域事業課総務係へ連絡してください。
- (4) 提出された申込書はお返しできませんのであらかじめ御了承ください。また、登録期間(令和3年3月31日まで)終了後は登録期間最終日の翌日に申込書を破棄しますので、登録の更新を希望される場合は再度登録申込書を事務局本部 総務広域事業課総務係へ提出してください。

5 採用の方法

書類選考及び面接選考により採用を決定します。

6 勤務条件等

- (1) 勤務場所
事務局本部又は各水道事務所 ※詳しくは「募集職種一覧」を御参照ください。
- (2) 任用期間
一会計年度(4月1日から3月31日まで)
※採用の日から原則1月間は条件付採用
※翌年度以降、再度任用の可能性があります。

(3) 給料

給料は、勤務形態等により異なります。詳しくは「募集職種一覧」を御参照ください。

※ 給料は令和2年度（令和元年人事院勧告に伴う給与改定後）の額であり、毎年度、給与改定等による見直しを行っています。

(4) 手当

通勤手当

※ JR等の交通機関利用の場合は運賃額を、自動車等による通勤の場合は距離に応じて支給します。

期末手当（6月・12月）

※ 期末手当の支給月数は、原則年間2.6月分ですが、在職期間に応じた支給割合で算定するため、任用初年度においては最大年1.69月分になります。

時間外勤務手当

※ 原則として勤務時間外に勤務を命ずることはありません。臨時又は緊急の必要があるときに時間外勤務を命じた場合は、時間外勤務手当をお支払します。

(5) 勤務時間

週38時間45分以内（1日は7時間45分以内）

※ 8時30分から17時までの範囲内

（事務局本部・田川市水道事務所・川崎町水道事務所）

※ 8時30分から17時15分までの範囲内

（糸田町水道事務所・福智町水道事務所）

※ 勤務時間については、任用を行う所管部署が決定します。詳しくは「募集職種一覧」を御参照ください。

(6) 休暇

年次有給休暇、特別休暇等

※ 年次有給休暇の付与日数や特別休暇の種類（夏季休暇等）については、勤務形態等により異なります。

(7) 社会保険及び災害保険

各法令、条例等に従い、任用期間、勤務時間等に応じて、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償（労働者災害補償保険）等を適用します。

（任用期間、勤務時間等によっては適用とならない場合があります。）

(8) その他

パートタイム会計年度任用職員は、営利企業等の従事制限の対象外です。

ただし、兼業をする場合は、兼業内容について、事前に確認を行うこととなるほか、信用失墜行為の禁止や職務専念義務等といった他の地方公務員法上の服務規律の観点から、一定の制限を設けられることはあり得ます。

7 申込書の取扱いについて

(1) 個人情報の取扱い

登録申込書に記載された個人情報については、会計年度任用職員希望者登録制度に

係る任用手続に必要な範囲内でのみ利用します。

(2) 希望者の登録及び登録申込書の廃棄

田川広域水道企業団事務局本部において登録申込書を受領した日から1年間、会計年度任用職員希望者として登録します。登録期限を経過した申込書は、当方にて廃棄処分させていただきますので、あらかじめ御了承ください。

【問合せ先】

田川広域水道企業団事務局本部総務・広域事業課総務係

〒825-8501 田川市中央町1番1号

TEL : 0947-23-2147 FAX : 0947-23-2148

E-mail : soumu@lg.tsk.or.jp

令和2年度田川広域水道企業団会計年度任用職員募集職種一覧

勤務先	職種	主な職務内容	資格免許等	勤務形態	給料の目安（月額） （週31時間勤務換算）	R2.4.1任用 募集人数
企業団事務局本部	事務補助	PCを用いた事務作業・窓口受付・電話対応など	特になし	週38時間45分以内	120,480円 ～ 145,760円	1名
田川市水道事務所	事務補助	PCを用いた事務作業・窓口受付・電話対応など	特になし	週38時間45分以内		6名
	工務補助	工務系の業務補助（水道停開栓作業、水道施設の維持管理の補助など）	普通自動車運転免許	週38時間45分以内		3名
川崎町水道事務所	事務補助	PCを用いた事務作業・窓口受付・電話対応など	特になし	週38時間45分以内		2名
	工務補助	工務系の業務補助（水道停開栓作業、水道施設の維持管理の補助など）	普通自動車運転免許	週38時間45分以内		2名
糸田町水道事務所	事務補助	PCを用いた事務作業・窓口受付・電話対応など	特になし	週38時間45分以内		1名
福智町水道事務所	事務補助	PCを用いた事務作業・窓口受付・電話対応など	特になし	週38時間45分以内		注1)
	工務補助	工務系の業務補助（水道停開栓作業、水道施設の維持管理の補助など）	普通自動車運転免許	週38時間45分以内		注1)

注1 福智町水道事務所については、令和2年4月1日に任用する会計年度任用職員を募集していませんが、欠員等により急遽、必要となる場合がありますので、登録は随時、行っております。

注2 給料の目安は、週31時間（1日 7時間45分×4日）の勤務時間で表記。週の勤務時間が異なる場合は勤務時間に応じた金額になります。

注3 勤務形態については、勤務先又は職種によって異なる場合があります。

注4 詳しい勤務内容については、各事務所にお問い合わせください。